

## 「伊勢市離宮の湯」利用料金の改定について

### 1. 理 由

一般の公衆浴場（銭湯）の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」の適用を受け、都道府県の指定する額を上限としている。

令和 5 年 3 月 17 日、物価高や原油高の影響で、三重県下における入浴料金について 12 歳以上の大人入浴料金の上限額が「440 円」から「470 円」に引き上げる告示がされ、令和 5 年 4 月 1 日以降入浴料金の引上げが可能となった。

その結果をもとに伊勢公衆浴場組合において協議が行われ、伊勢地域における中学生以上の入浴料金を 5 月 1 日から 470 円に引き上げることとなった。（小学生、小学生未満は改定なし。）

以前より伊勢市離宮の湯の利用料金は、料金格差による市内銭湯への影響を考慮し、伊勢公衆浴場組合が定める額と同額を上限額としていることから利用料金を改定したい。

### 2. 改定内容

中学生以上の 1 回の利用料金の上限額「440 円」を三重県が指定する公衆浴場入浴料金の統制額に合わせ「470 円」に改定する。

回数券についても「4,000 円」を「4,400 円」に改定する。

（利用料金表）

区 分	現行料金		→	改正後料金	
	1 回分	回数券 (10 回分)		1 回分	回数券 (10 回分)
中学生以上	440 円	4,000 円		470 円	4,400 円
小学生	150 円	1,400 円		150 円	1,400 円
小学生未満	70 円	650 円		70 円	650 円

### 3. 改正時期

令和 5 年 8 月 1 日から

### 4. 今後の予定

- ・ 6 月定例会 「伊勢市離宮の湯条例」の一部改正議案提出
- ・ 市民への周知 広報いせ、LINE 配信、ケーブルテレビ文字放送  
市ホームページ、施設内掲示など

参 考

三重県告示第 158 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和 2 年三重県告示第 858 号）は令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

公衆浴場 入浴料金	大 人 (12 歳以上の者)	中 人 (6 歳以上 12 歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
	470 円	150 円	70 円

## 伊勢やすらぎ公園について

### 1 伊勢やすらぎ公園について

市は、市内の墓地不足に対応するため、昭和48年に財団法人伊勢市霊園公社（以下、霊園公社という。）を設立し、昭和52年に伊勢市旭町地内に墓地公園として、伊勢やすらぎ公園を開設した。

○面積 約27ヘクタール（墓所約5.4ヘクタールを含む。）

### 2 伊勢市霊園公社について

○組織変遷

**昭和48年 財団法人伊勢市霊園公社を設立**

・市が墓地行政を推進するため、墓地の造成、経営管理等を目的に設立した。

**平成12年 墓地経営・管理の指針の通知（厚生省）**

・指針により墓地経営主体は地方公共団体が原則、または、宗教法人、公益法人等に限られるとされた。

**平成20年 公益法人制度改革（内閣府）**

・新しい公益法人制度が施行され、5年以内に一般法人または公益法人への移行が必要となった。

**平成20年 公益法人制度改革に伴う墓地経営・管理の指針の解釈等の通知（厚生労働省）**

・公益法人制度改革に伴い、通常の一般法人については、墓地経営主体として適当でないと示された。

**平成25年 一般財団法人伊勢市霊園公社への移行**

・公益財団法人への移行を検討したが、債務等が課題となり、やむを得ず一般財団法人に移行した。

**令和5年 公益財団法人伊勢市霊園公社への移行**

・債務等の返済に目途がたったことから、三重県に申請し公益財団法人として認定を受けた。

○墓地数 約7,800区画（販売済み約6,400区画）

### 3 今後の取組みについて

霊園公社は、公益財団法人として、今後も持続可能な墓地管理をしていくため、運営方法や施設管理の見直しを行っていく。

市としては、墓地行政の推進と適切な公園管理を図るため、伊勢やすらぎ公園のあり方について、関係部署と協議・検討を行う。

# 伊勢やすらぎ公園の区域（概ねの区域）

